○　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（附則第三十条第九号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一　次の表に掲げる法人	別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一　次の表に掲げる法人
名称	名称
（略）	（略）
社会福祉法人	社会福祉法人
（略）	（略）
根拠法	根拠法
（略）	（略）
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）
（略）	（略）
二　（略）	二　（略）